

非正規社員 154 名が起つ、全国集団訴訟

非正規差別 **NO!**

均等待遇 **YES!**

郵政ユニオン・労契法 20 条集団訴訟原告団

郵政ユニオンは2月14日、全国一斉 7 地裁(長崎は 18 日)に、154 人の大原告団による集団提訴します。

労契法 20 条にもとづき、同じ仕事をしているにもかかわらず、手当、休暇などの格差は不当と、2014 年に郵政 20 条裁判を立ち上げました。東日本 3 人、西日本 8 人、合計 11 人の原告がたたかい、住居手当、年末年始勤務手当、扶養手当、夏期・冬期休暇、無給の病気休暇などの格差は違法と、東京高裁、大阪高裁で判断され、現在最高裁判所で係争中です。

集団訴訟は、11 人の 20 条裁判原告が切り拓いてきた司法判断をさらに広めていくための争いです。

昨年 8 月、郵政ユニオンに所属する非正

規組合員187人が会社に対して、各種手当等の差額を支払うよう要求しました。しかし、会社はその要求に応じなかったため、全国 154 人が裁判に立ち上がりました。

最高裁の11人の原告による郵政 20 条裁判とともに、原告 154 人の損害賠償をもとめる集団訴訟は、郵便局における非正規の働き方、働かせ方が『違法』であることを明確にさせるたたかいでもあります。

非正規差別を許さず、処遇改善、均等待遇、を実現していくために、郵政ユニオンは集団訴訟をたたかいぬいていきます。

裁判の勝利が非正規4割という雇用社会の格差を是正していくことにつながっていきます。

多くのみなさんのご支援をお願いします。

郵政ユニオン集団訴訟

全国 7 地裁
原告 154人
弁護団 43人

- 北海道訴訟・札幌地裁
原告 6人 請求額 約 560 万円
- 東日本訴訟・東京地裁
原告57人(東北、関東、東京、東海)
請求額 約 1 億 1 千万円
- 近畿訴訟・大阪地裁
原告61人 請求額 約 1 億円
- 中国訴訟・広島地裁
原告11人 請求額 約 1,500 万円
- 四国訴訟・高知地裁
原告7人 請求額 約560万円
- 福岡訴訟・福岡地裁
原告8人 請求額 約 1,320 万円
- 長崎訴訟・長崎地裁
原告4人 請求額 約290万円

郵政産業労働者ユニオン

東京都豊島区上池袋 2-34-2

TEL 03(5974)0816 FAX 03(5974)0861

<http://www.piwu.org> mail@piwu.org